平成２８年（フ）第１５２３号
大阪府茨木市大手町２番２号　大手町第２マルセビル　301号
債務者　中野　佑佳
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６６１号
大阪府寝屋川市高柳３丁目19番６号
債務者　**𠮷**本亜寿佳（旧姓宇藤）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７３号
大阪府吹田市垂水町２丁目25番１―908号
債務者　井原加代子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２７号
大阪市平野区流町１丁目７番５号　ユニボックス302号、前住所大阪市平野区喜連西５丁目４番17―106号
債務者　大橋　元希
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５２号
大阪府豊中市豊南町東３丁目３番７号、前住所大阪府豊中市豊南町東３丁目３番３号
債務者　和田美代子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５３号
大阪府豊中市豊南町東３丁目３番７号、前住所大阪府豊中市豊南町東３丁目３番３号
債務者　和田加代子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８３７号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番45―301号
債務者　武中　孝子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８６９号
大阪府門真市岸和田２丁目７番10―301号
債務者　川上　弘樹
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７４号
大阪市中央区瓦屋町２丁目３番１―702号
債務者　三宅　正子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７７号
大阪市西成区玉出西２丁目18番４号マンションミルキーウェイ　１Ａ号、前住所大阪市西成区玉出西１丁目20番27号
債務者　下村禮子こと　下村　**禮**子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８８２号
大阪市平野区長吉出戸８丁目11番４―812号、前住所大阪市淀川区十八条２丁目９番１号
債務者　梶谷　周三
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３１号
埼玉県川口市柳崎３丁目６番26号　サンホームズＡ棟202号
債務者　志村　清美
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
さいたま市西区大字西遊馬2196番地１　さくら草の郷210、旧住所さいたま市北区日進町３丁目774番地　ホワイトハイツ201号
債務者　大畑　雅永
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
さいたま市大宮区大成町１丁目553番地３　南コーポ206号
債務者　江口麻里子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―20―404
債務者　小谷　一弘
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
埼玉県本庄市小島２丁目３番20号　小島第二市営住宅４号棟103号、旧住所埼玉県本庄市万年寺３丁目１番12号　エルディムみのりＢ202
債務者　大窪志のぶ（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部